

# I 地方財政を取り巻く状況

## 1 「新経済・財政再生計画」<sup>(※)</sup>に基づく地方行財政の取組（主なもの）

※新経済・財政再生計画…骨太方針 2018（H30. 6. 15 閣議決定）で定めた計画

骨太方針 2024（R6. 6. 21 閣議決定）

### ○地方行財政基盤の強化

- ・人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要。
- ・このため、地域における人への投資、DX・GXの推進や地方への人の流れの強化等による地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた地方独自の防災・減災の取組等の強化、及び地方公共団体の枠を越えた広域的な行政サービスの提供やAI・RPA等のデジタル技術の徹底実装による自治体DXの推進等を通じた住民の利便性向上と行財政効率化の両立を実現。
- ・交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。



骨太方針 2023（R5. 6. 16 閣議決定）※骨太方針 2024 でも同様

財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。



骨太方針 2021（R3. 6. 18 閣議決定）

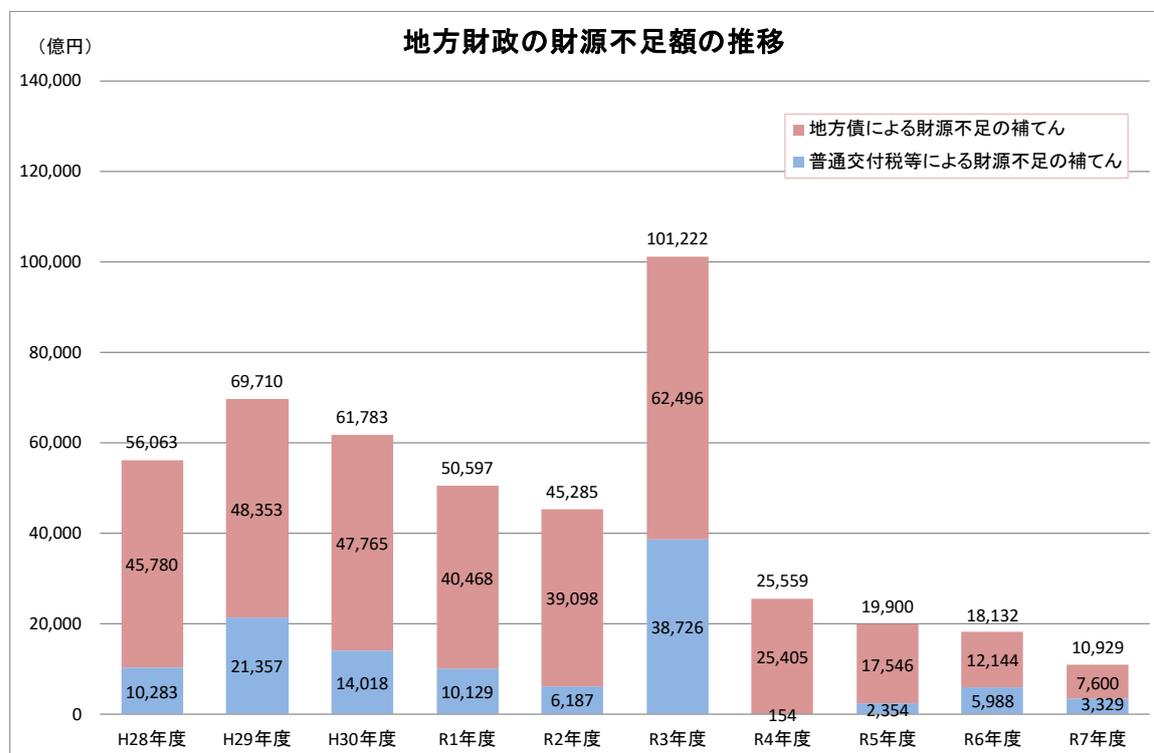
### <財政健全化目標>

骨太方針 2018 で掲げた財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す）を堅持

## 2 地方財政の財源不足と借入金残高

### (1) 地方財政の財源不足

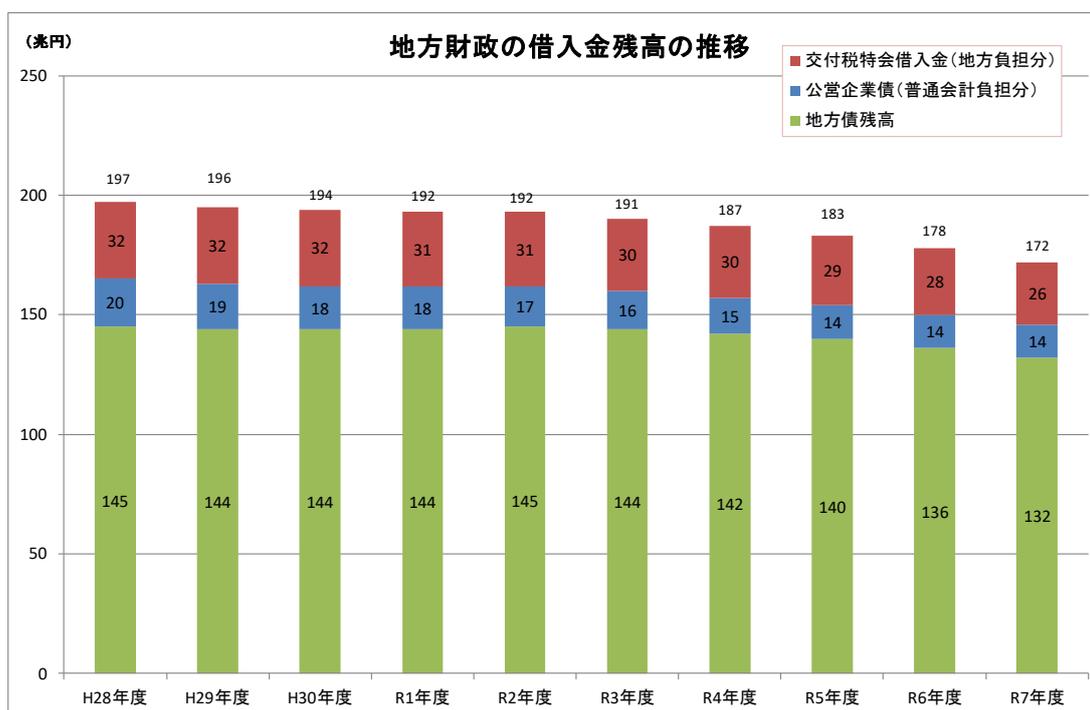
令和7年度は、地方税収入や国税5税の法定率分の増加が見込まれる事から、財源不足額は大幅に減少して約1.1兆円、地方財政計画の約1.1%の見込み。また、折半対象財源不足額は生じていない。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

### (2) 地方財政の借入金残高

地方財政の借入金残高は、令和7年度末で172兆円（見込み）。内訳は、交付税特別会計借入金残高(地方負担分)26兆円、公営企業債残高(普通会計負担分)14兆円、地方債残高132兆円。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

### 3 令和7年度地方財政対策

#### (1) 令和7年度地方財政計画

##### ポイント

##### ア 一般財源総額の確保等

- ・一般財源総額（水準超経費を除く交付団体ベース）を 63.8 兆円（対前年度比+1.1 兆円）確保
- ・地方交付税総額を 19.0 兆円（対前年度比+0.3 兆円）確保

##### イ 地方財政の健全化

- ・臨時財政対策債は平成 13 年度の制度創設以来、初めて新規発行額ゼロ
  - ・交付税特別会計借入金について、これまで償還を後年度に繰り延べてきたもののうち、令和 6 年度までの繰延べ分 2.2 兆円<sup>※</sup>について、令和 7 年度に償還
- ※令和 7 年度政府予算案等の国会修正の結果、令和 6 年度までの繰り延べ分の償還は 2.0 兆円

##### ウ DX、防災・減災対策の推進

- ・自治体DX、地域社会DXを推進するため、「デジタル活用推進事業費」（0.1 兆円）を創設（地方財政法の特例を設け、地方債の発行を可能とする）
- ・「緊急浚渫事業費」について、事業期間を令和 11 年度まで 5 年間延長し、令和 7 年度については 0.11 兆円（前年度同額）を計上

##### エ 人件費の増加への対応

- ・常勤職員、会計年度任用職員に係る給与改定（0.8 兆円）及び教職調整額の引上げ（令和 7 年度：0.01 兆円）に必要な財源を確保
- ・令和 7 年度の給与改定に備え、「給与改善費」（0.2 兆円）を計上

##### オ 物価高への対応

- ・自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、0.1 兆円（対前年度比+0.03 兆円）を計上

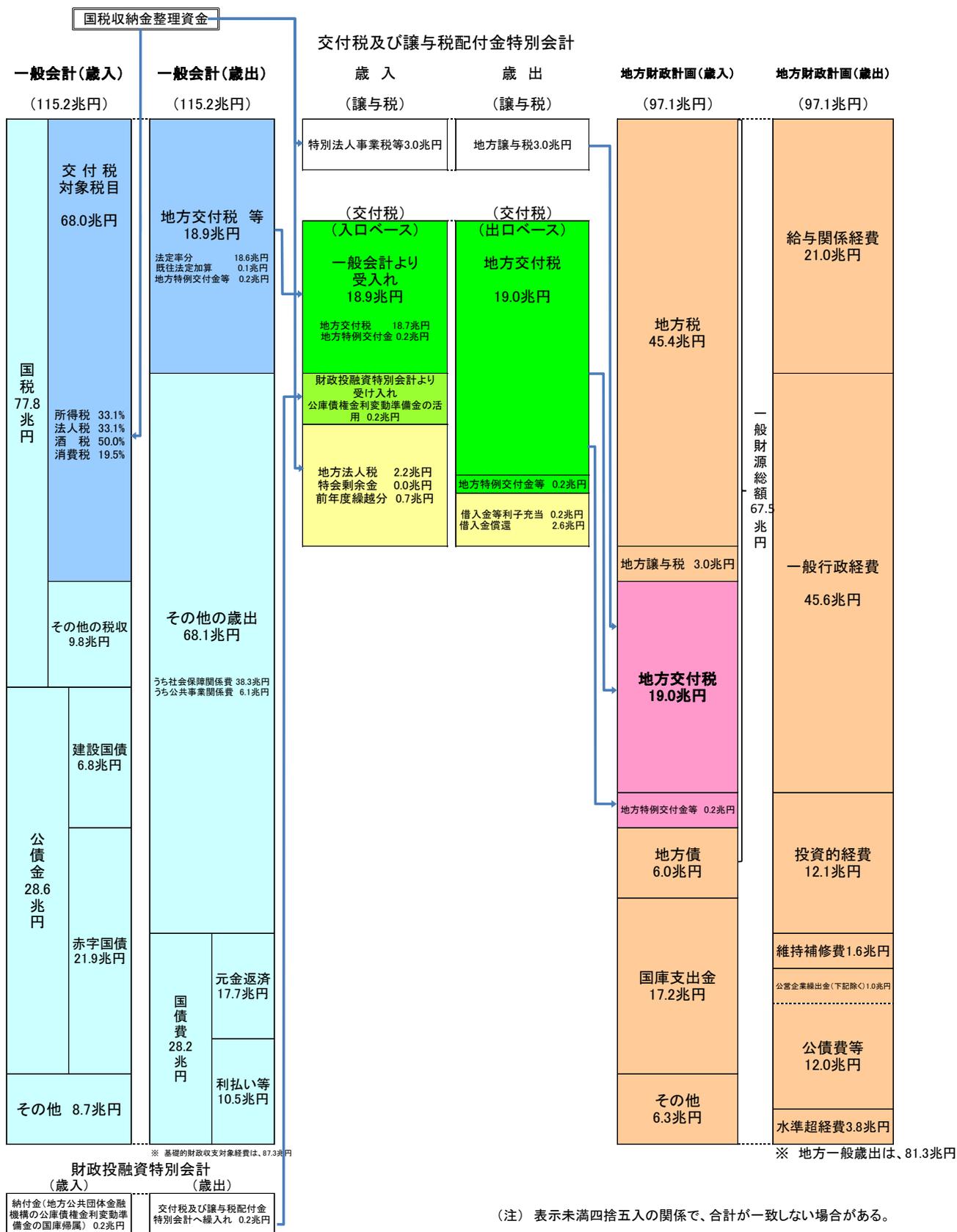
歳入歳出の概要（通常収支分）

（単位：兆円、％）

区 分		7年度	6年度	増減額	増減率	
歳 入	地 方 税	45.4	42.7	2.7	6.4	
	地 方 譲 与 税	3.0	2.7	0.2	8.7	
	地 方 特 例 交 付 金 等	0.2	1.1	▲0.9	▲82.9	
	地 方 交 付 税	19.0	18.7	0.3	1.6	
	国 庫 支 出 金	17.2	15.8	1.4	8.9	
	地 方 債	6.0	6.3	▲0.3	▲5.5	
	臨時財政対策債	0.0	0.5	▲0.5	皆減	
	臨時財政対策債以外	6.0	5.9	0.1	1.8	
	使 用 料 及 び 手 数 料	1.5	1.6	▲0.1	▲3.7	
	雑 収 入	4.8	4.7	0.1	2.8	
そ の 他	▲0.0	▲0.0	▲0.0	41.2		
計		97.1	93.6	3.4	3.7	
一 般 財 源		67.5	65.7	1.8	2.8	
（水準超経費を除く交付団体ベース）		63.8	62.7	1.1	1.7	
歳 出	給 与 関 係 経 費	21.0	20.2	0.7	3.7	
	退職手当以外	19.9	19.2	0.7	3.7	
	退職手当	1.1	1.1	0.0	4.0	
	一 般 行 政 経 費	45.6	43.7	2.0	4.5	
	補 助	26.6	25.1	1.5	5.9	
	単 独	15.9	15.4	0.5	3.3	
	うち デジタル活用推進事業費	0.1	—	0.1	皆増	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	0.6	
	新しい地方経済・生活環境創生事業費	1.2	1.3	▲0.1	▲4.0	
	うち 地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0	
	うち 地域デジタル社会推進費	0.2	0.25	▲0.05	▲20.0	
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
	公 債 費	10.7	10.9	▲0.2	▲1.6	
	維 持 補 修 費	1.6	1.5	0.0	1.2	
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0	
	投 資 的 経 費	12.1	12.0	0.1	1.0	
	直轄・補助	5.7	5.6	0.1	2.2	
	単 独	6.4	6.4	0.0	0.0	
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0	
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	4.2	
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
	うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0	
	公営企業繰出金	2.3	2.3	▲0.0	▲1.8	
	水準超経費	3.8	3.0	0.8	26.5	
	計		97.1	93.6	3.4	3.7

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

<国の予算と地方財政計画(通常収支分)との関係>



## (2) 令和7年度地方債計画

### ポイント

- デジタル活用推進事業を創設することとし、900億円を計上
- 緊急防災・減災事業について、対象事業を拡充し、前年度同額の5,000億円を計上
- 緊急自然災害防止対策事業及び緊急浚渫推進事業(令和11年度まで延長)について、それぞれ前年度同額の4,000億円、1,100億円を計上
- 公共施設等適正管理推進事業について、集約化・複合化に係る事業の対象を拡充し、4,500億円(前年度から180億円増)を計上
- 脱炭素化推進事業について、前年度同額の900億円を計上
- こども・子育て支援事業について、450億円を計上
- 過疎対策事業について、5,900億円(前年度から200億円増)を計上

令和7年度地方債計画(通常収支分) (単位:億円、%)

項 目	R7年度 計画額	R6年度 計画額	差引	増減率
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,908	15,794	114	0.7
2 公営住宅建設事業	1,100	1,082	18	1.7
3 災害復旧事業	1,127	1,119	8	0.7
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910	18.9
5 一般単独事業	26,625	26,845	△ 220	△ 0.8
うち一般	2,493	2,493	0	0.0
うち地域活性化	690	690	0	0.0
うち旧合併特例	2,500	3,800	△ 1,300	△ 34.2
うち緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
うち公共施設等適正管理	4,500	4,320	180	4.2
うち緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
うち緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
うち脱炭素化推進	900	900	0	0.0
うちこども・子育て支援	450	450	0	0.0
うちデジタル活用推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,490	6,270	220	3.5
うち辺地対策	590	570	20	3.5
うち過疎対策	5,900	5,700	200	3.5
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	58,118	57,068	1,050	1.8
二 公営企業債	31,985	29,772	2,213	7.4
三 臨時財政対策債	0	4,544	△ 4,544	皆減
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	( 176)	( 350)	(△ 174)	(△ 49.7)
総 計	90,903	92,184	△ 1,281	△ 1.4

※国の予算等貸付金債の( )書は国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

### (3) 令和7年度地方交付税

#### <令和7年度地方交付税総額の算定基礎>

- 地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額19兆5,222億円に国の一般会計における加算額（既往法定分）929億円を加算し、国税減額補正精算等7,303億円を減額した18兆8,848億円と、地方法人税の全額2兆1,773億円、令和6年度繰越金6,822億円、交付税特別会計余剰金の活用額400億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額2,000億円、返還金2億円を加算し、交付税特別会計借入金償還額2兆8,000億円、交付税特別会計借入金に係る支払利子額2,270億円を減額した18兆9,574億円（前年度比+2,904億円、+1.6%）となりました。
- 社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について、交付団体ベースで63兆7,714億円（前年度比+1兆535億円、+1.7%）とし、前年度を上回る額が確保されました。

(単位:億円、%)

区 分	令和7年度 当初予算額 A	令和6年度			増 減 額		増 減 率		
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所 得 税 (ア)	232,870	179,050	22,040	201,090	53,820	31,780	30.1	15.8
	法 人 税 (イ)	192,450	170,460	10,080	180,540	21,990	11,910	12.9	6.6
	酒 税 (ウ)	11,740	12,090	-	12,090	△350	△350	△2.9	△2.9
	消 費 税 (エ)	249,080	238,230	5,200	243,430	10,850	5,650	4.6	2.3
一 般 会 計	(ア) × 33.1%	77,080	59,266	7,295	66,561	17,814	10,518	30.1	15.8
	(イ) × 33.1%	63,701	56,422	3,336	59,759	7,280	3,942	12.9	6.6
	(ウ) × 50%	5,870	6,045	-	6,045	△175	△175	△2.9	△2.9
	(エ) × 19.5%	48,571	46,455	1,014	47,469	2,116	1,101	4.6	2.3
	小 計 ①	195,222	168,188	11,646	179,833	27,033	15,389	16.1	8.6
	令和5年度国税4税決算精算分	-	-	6,679	6,678	-	△7,568	-	皆減
	平成28年度国税4税決算精算分 ②	△449	△449	-	△449	-	-	0.0	0.0
	過年度補正予算精算分	△6,854	△4,684	-	△4,684	△2,170	△2,170	46.3	46.3
	小 計 (法定率分等)	187,919	163,055	18,324	181,380	24,864	6,540	15.2	3.6
	既往法定加算等 ③	929	3,488	-	3,488	△2,559	△2,559	-73.4	-73.4
	臨時財政対策特例加算額 ④	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
計 (一般会計繰入額) 〈入口ベース〉	188,848	166,543	18,324	184,868	22,305	3,980	13.4	2.2	
特 別 会 計	地方法人税法定率分 ⑤	21,773	19,750	1,309	21,059	2,023	714	10.2	3.4
	令和5年度地方法人税決算精算分	-	-	1,114	1,114	-	△1,114	-	皆減
	平成28年度地方法人税決算精算分	△0	△0	-	△0	-	-	0.0	0.0
	返 還 金 ⑥	2	0	-	0	2	2	4,259.9	4,259.9
	特別会計借入金償還額 ⑦	△28,000	△5,000	-	△5,000	△23,000	△23,000	460.0	460.0
	特別会計借入金利子充当分	△2,270	△1,965	-	△1,965	△305	△305	15.5	15.5
	特別会計剰余金の活用 ⑧	400	500	-	500	△100	△100	△20.0	△20.0
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利 変動準備金の活用 ⑨	2,000	2,000	△2,000	-	0	2,000	-	皆増
	前年度からの繰越金 ⑩	6,822	4,843	-	4,843	1,979	1,979	40.9	40.9
	翌年度への繰越金	-	-	△6,822	△6,822	-	6,822	-	皆減
計 (一般会計繰入額含む) 〈出口ベース〉	189,574	186,671	11,926	198,597	2,904	△9,022	1.6	△4.5	
地 方 交 付 税	総 額	189,574	186,671	11,926	198,597	2,904	△9,022	1.6	△4.5
	普通交付税	178,198	175,470	10,529	186,000	2,727	△7,802	1.6	△4.2
	特別交付税	11,377	11,200	1,397	12,597	179	△1,220	1.6	△9.7

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所があります。

(参考) 令和7年度震災復興特別交付税 (見込) 874億円

#### ○地方交付税総額の積算

- ①令和7年度における国税4税の収入見込額の一定率分【加算】
  - ②平成28年度国税4税決算における精算額及び平成20・21・令和元年度補正予算における清算額【控除】
  - ③国の一般会計における加算(既往法定分等)【加算】
  - ④臨時財政対策特例加算額【加算】
- 以上①～④の合算額が一般会計からの繰入額(いわゆる入口ベース)
- ⑤地方法人税の法定率分【加算】
  - ⑥交付税特別会計における返還金【加算】
  - ⑦交付税特別会計における借入金等の償還額、利子支払額【控除】
  - ⑧交付税特別会計における剰余金【加算】
  - ⑨地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用【加算】
  - ⑩前年度からの繰越金【加算】

以上①～⑩の合算額が、令和7年度において地方公共団体に交付される地方交付税の総額(いわゆる出口ベース)

## <令和7年度普通交付税の算定方法の主な改正>

### I 給与改定等に対応した算定

地方公務員の給与改定に要する経費について、各算定費目の単位費用等において反映。  
このうち、会計年度任用職員に係る給与改定に要する経費について、従事する職務を具体的に想定している会計年度任用職員に要する経費については各算定費目において算定し、その他の会計年度任用職員に要する経費については包括算定経費において算定。  
また、地方財政計画に計上することとしている給与改善費（仮称）2,000億円について、常勤職員等分（1,700億円程度）は給与費の一定割合（1.15%程度）を関係費目において、会計年度任用職員分（300億円程度）は包括算定経費において、それぞれ算定。

### II 地方公共団体の施設の光熱費と施設管理等の委託料の増加に対応した算定

学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するため、地方財政計画に計上することとしている400億円については、引き続き包括算定経費において一括して算定。  
また、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、該当する算定費目におけるこれらの経費に係る単位費用措置を3%程度引き上げる。

### III 地域のニーズや時代の変化に対応した高等学校運営経費に係る算定の見直し

道府県分の「高等学校費」（測定単位：生徒数）において、学科ごとの経費の差を反映する種別補正を創設し、普通科等（普通科の他、商業科、家庭科等を含む。）、専門学科（商業科、家庭科等を除く。）及び総合学科の生徒数を用いて算定。

### IV 「地方創生推進費」に対応した算定

「地方創生推進費」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き措置。  
算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行う。  
なお、「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」の算定に用いる指標について、令和8年度から、「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」（総務省自治行政局行政経営支援室）に基づく行政手続のオンライン化率を導入するなど、見直しを検討。

### V 「地域社会再生事業費」に対応した算定

地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円程度を算定。  
また、都道府県が一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行うデジタル人材を常勤職員として雇用する場合、当該人件費について職員数に応じて算定。

### VI 「地域デジタル社会推進費」に対応した算定

地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」については、マイナンバーカードの保有枚数率を活用した算定について終了することとし、従来分の2,000億円程度を前年度と同様の算定方法により算定。

### VII 児童虐待防止対策の体制強化に対応した算定

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。令和6年12月23日再改定）等に基づき、児童福祉司等の職員の増員に必要となる経費を算定。

### VIII その他の算定方法の改正

- ・ 公立小・中学校の体育館等の空調設備に係る光熱費について、空調設備の設置状況に応じて算定。
- ・ 標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用について、ガバメントクラウドへの移行状況に応じて算定。

4 令和7年度税制改正大綱（令和6年12月27日閣議決定）＊市町村税関係の主なもの

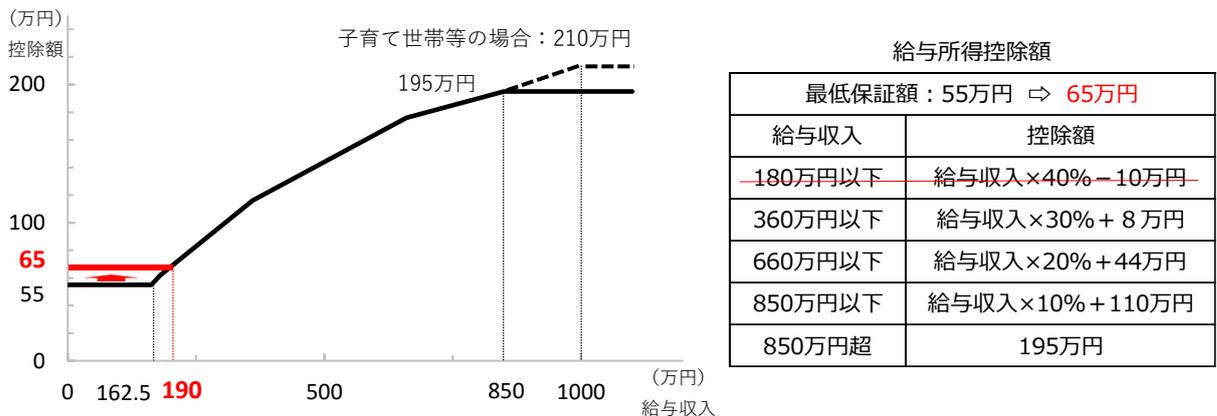
(1) 個人所得課税

ア 給与所得控除の見直し〔個人住民税〕

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、最低保証額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保証額を現行の55万円から65万円に引き上げる。

（令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用。項目イ、ウについても同様。）

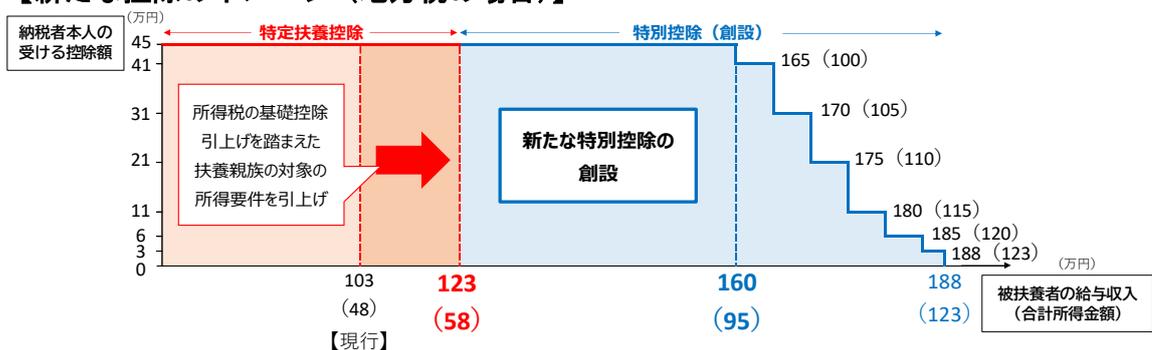
【引上げのイメージ】



イ 大学生年代の子等に関する特別控除の創設〔個人住民税〕

19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が95万円（給与収入160万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（45万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が95万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逦減する仕組みを導入する。

【新たな控除のイメージ（地方税の場合）】



ウ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ〔個人住民税〕

同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。

エ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充〔個人住民税〕

1年間の措置として、子育て世帯等（18歳以下の扶養親族を有する世帯又は自身若しくは配偶者のいずれかが39歳以下の世帯）に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乘せする。

また、床面積要件を、令和7年12月31日以前に建築確認を受けたものについて、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

※認定住宅とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

(2) 国民健康保険税に係る課税限度額等の見直し [国民健康保険税]

- ・基礎課税額に係る課税限度額を66万円(現行:65万円)に引き上げ。
- ・後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円(現行:24万円)に引き上げ。
- ・軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減:30.5万円(現行:29.5万円)、2割軽減:56万円(現行:54.5万円)とする。

(3) 資産課税 [固定資産税・都市計画税]

ア 鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設

鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した一定の償却資産(法面防護工、防護柵等)に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2(一定の鉄軌道事業者については4分の3)とする特例措置を創設する(令和8年度まで)。

イ 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

ウ その他の固定資産税の特例措置の見直し

- ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても減額措置を適用することができることとした上、適用期限を2年延長する。
- ・鉄軌道事業者が取得した新造車両等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の4分の3(現行:3分の2)とするなどの見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

(4) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長 [法人住民税・法人事業税]

内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・法人事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果(法人税と合わせ損金算入措置を含め寄附額の最大約9割)を維持した上、適用期限を3年延長する。

(5) 二輪車の車両区分の見直し [軽自動車税種別割]

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW(50cc相当)以下に制御したバイク(新基準原付バイク)に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円(50cc原付と同額)とする。

※現行の50cc原付バイクは、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

(6) 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eLTAXを経由して電子的に副本を送付することを可能とする。

## 5 財政の健全化

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を議会に報告し、公表しています。
- 健全化判断比率が一定の基準を超えた団体は、財政の早期健全化(又は財政の再生)のための計画を策定し、財政健全化(又は財政再生)に取り組みます。

(財政健全化法による制度の概要)

健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
<p>◆指標の整備と情報開示の徹底</p> <p>・指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率 ⇒監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表</p>	<p>◆自主的な改善努力による財政健全化</p> <p>・財政健全化計画を策定（議会の議決）、策定にあたり外部監査の要求を義務付け</p> <p>・実施状況を毎年度議会に報告し公表</p> <p>・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告</p>	<p>◆国等の関与による確実な再生</p> <p>・財政再生計画を策定（議会の議決）、策定にあたり外部監査の要求を義務付け</p> <p>・財政再生計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる（同意が無い場合は、災害復旧事業等を除いて地方債の起債を制限）</p> <p>・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、予算の変更等を勧告</p>
<p><b>公営企業の経営の健全化</b></p>		



	早期健全化基準 (市町村)	財政再生基準 (市町村)	
実質赤字比率	11.25%~15%	20%	長野県内では、全市町村が早期健全化基準以下の健全団体
連結実質赤字比率	16.25%~20%	30%	
実質公債費比率	25%	35%	
将来負担比率	350%		
資金不足比率 (公営企業ごと)	20%		
	<p><b>経営健全化基準</b></p>		

## 6 公共施設等の老朽化対策

### (1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画

### 公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

**背景**

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。  
 ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。  
 ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

○ 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。

○ また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

**公共施設等総合管理計画の策定及び見直し** 総務省所管

<公共施設等総合管理計画の内容>  
 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定の状況>  
 令和4年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

<公共施設等総合管理計画の見直し>  
令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請(新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)。

**【インフラ長寿命化計画の体系】**

**個別施設計画の策定** 各施設所管省庁所管 ※令和4年度までに策定

<個別施設計画の内容>  
 公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策  
 次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

(出典：総務省資料)

### (2) 県内市町村における公共施設等総合管理計画の策定状況

平成28年度までに77市町村で策定済みであり、令和5年度末までに個別施設計画を踏まえた見直しが完了。

### (3) 個別施設計画の概要

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画(令和4年度までに策定)

《インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設計画の記載事項》

- (1) 対象施設：道路や学校といった施設類型ごとに計画を策定
- (2) 計画期間：施設の定期点検サイクル等を考慮の上設定
- (3) 対策の優先順位の考え方：個別施設の状態、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化
- (4) 個別施設の状態等：個別施設の状態について施設毎に整理
- (5) 対策内容と実施時期：次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理
- (6) 対策費用：計画期間内に要する対策費用の概算を整理

## 7 地方公会計

### (1) 統一的な基準による地方公会計

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準が設定されたことで、  
①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③団体間での比較可能性の確保が促進されている。

### (2) 地方公会計の意義

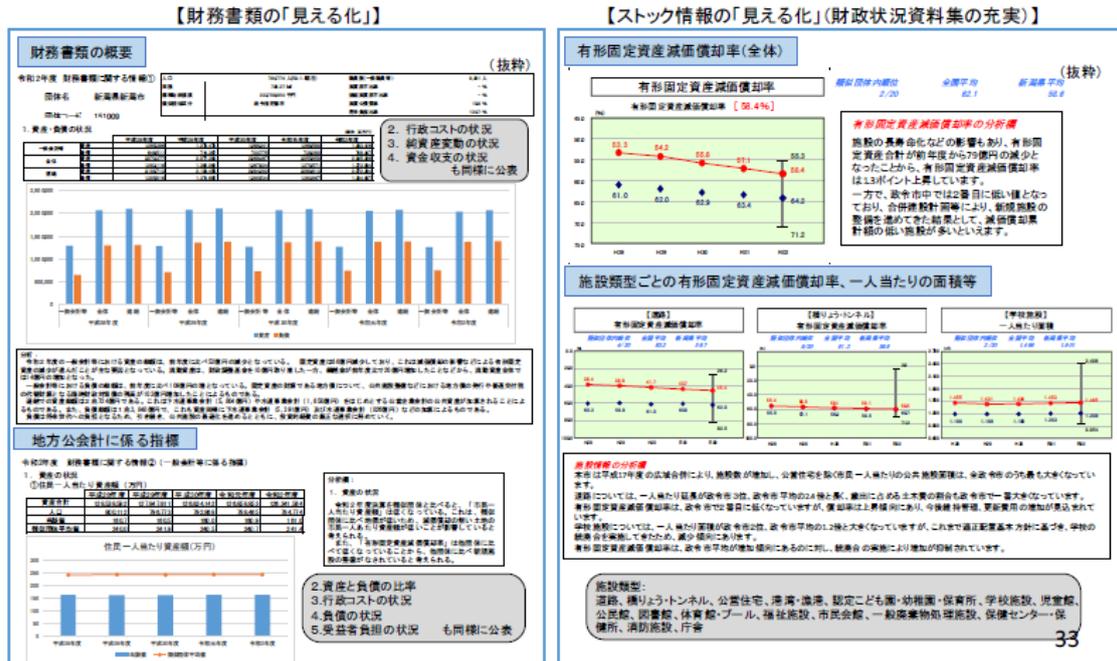
財務情報の分かりやすい開示による住民等への説明責任の履行や、財政の効率化・適正化を目的とし、従来の現金主義会計を補完するものとして、発生主義会計を導入。

この効果として、資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握、発生主義による正確な行政コストの把握、公共施設マネジメント等への活用等の効果が見込まれる。

### (3) 地方公会計の「見える化」の推進

## 地方公会計の「見える化」・財政指標の活用の推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。



(出典：総務省資料)